

養護老人ホームいぶきの里運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人栃木老人ホームが設置する養護老人ホームいぶきの里（以下「事業者」又は「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業（介護予防を含む）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態）にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態（要支援状態）になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにする。

第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職員の職務の内容)

第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 生活相談員 | 1人以上 |
| (3) 介護職員 | 4.0人以上（常勤換算） |
| (4) 計画作成担当者 | 1人 |

2 前項号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- (3) 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行うものとする。
- (4) 計画作成担当者
特定施設サービス計画の作成を行うものとする。

第3章 入居定員及び居室数

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホームいぶきの里
- (2) 所在地 栃木県栃木市吹上町777番地1

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 100人
- (2) 居室数 100室

第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び受託居宅サービスの種類、利用料の額並びに改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 事業者は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認するものとする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第7条 事業者は、利用者の要介護状態(要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行うものとする。

3 事業者は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

4 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないこと。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (3) 身体的拘束等適正化委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、定期

的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(4) 身体拘束廃止に関する指針を整備し、必要に応じ見直しを行うこと。

(5) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。

5 事業者は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(相談及び援助)

第8条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行うものとする。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、関係する事業所と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成するものとする。

2 前項の特定施設サービス計画を作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付するものとする。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更するものとする。

3 計画作成担当者は、他の職員及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、必要に応じ、サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行う。

4 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス計画を変更するものとする。

(受託居宅サービスの提供)

第10条 事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(介護)

第11条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 ホームは、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ又は清拭するものとする。

3 ホームは、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について

必要な援助を行うものとする。

- 4 ホームは、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容等その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 5 ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。（宿直時間帯を除く。）
- 6 ホームは、利用者に対し、その負担により、ホームの職員あるいは受託介護予防サービス事業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（利用料）

第12条 事業所が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とするものとする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（利用料の変更等）

第13条 事業者は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

（受託居宅サービス事業者及び当該事業者の名称、所在地）

第14条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所〔第1号訪問事業所〕
訪問介護事業所いぶきの里
栃木県栃木市吹上町777番地1
- (2) 指定訪問看護事業所〔指定介護予防訪問看護事業所〕
訪問看護ヴィーナス

栃木県栃木市万町6番11号栃木グランドホテル3階 八汐の間

(3) 指定通所介護事業所〔第1号通所事業所〕

特別養護老人ホームレユーナ

栃木県栃木市箱森町1番14号

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。
- 3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕、指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕とする。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の移動)

第15条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができるものとする。

- (1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
 - (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所の管理者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、利用者の同意を得て居室を移動させることができるものとする。

(居室移動の手続き)

第16条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定により、利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

第17条 第15条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

(介護居室)

第18条 事業者は、利用者の居室は、ベッド又は寝具・収納スペース・テレビ等を備品として備えるものとする。

(静養室)

第19条 事業者は、介護を行うために適当な広さを確保するものとする。

(食堂)

第20条 事業者は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えるものとする。

(浴室)

第21条 事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための個浴用浴槽を設けるものとする。

(便所)

第22条 事業者は、居室のある階ごとに便所を設けるものとする。

(喫煙)

第23条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力いただくものとする。

(飲酒)

第24条 飲酒は、利用者の平穏な生活確保や、アルコール依存症改善中の利用者への配慮等から施設内での禁酒にご協力いただくものとする。

(衛生保持)

第25条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただくものとする。

(禁止行為)

第26条 利用者が、事業所で次の行為をすることを禁止する。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。
(利用者の家族との連携)

第28条 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するものとする。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第29条 職員は、利用者の心身状況に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための安全対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (4) 職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施すること。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにするものとする。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、避難、その他必要な研修及び訓練等を定期的に実施するものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業（介護予防を含む）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第33条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載するものとする。又、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載しなければならない。

(勤務体制等)

第34条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めなければならない。

(職員の質の確保)

第35条 事業者は、職員の資質向上のため、その研修の機会を確保するものとする。

2 事業者は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第36条 当施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め、次の各号に掲げる体制を構築するものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保するものとする。

(2) 当施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保す

るものとする。

- 2 当施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県知事に届出るものとする。
- 3 当施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 当施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 当施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

（掲示）

第37条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

（個人情報保護）

第38条 事業者及び職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第39条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口及び第三者委員を設置しなければならない。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、栃木県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、栃木県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、栃木県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第40条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(記録と整理)

第41条 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録
- (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (9) 一部業務委託をしている場合はその記録
- (10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

(感染症対策)

第42条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 常に事業所内外の清潔に努め、定期的で大掃除及び消毒等を行うこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (4) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (5) 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(虐待の防止)

第43条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うこと。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止対策委員会にて協議し、その内

容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めること。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第44条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第45条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人栃木老人ホームと施設との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。